

山形県公立大学法人利益相反マネジメント規程

平成 30 年 4 月 1 日規程第 21 号
改正 令和 6 年 4 月 1 日規程第 6 号
改正 令和 7 年 3 月 10 日規程第 9 号

(目的)

第 1 条 この規程は、山形県公立大学法人利益相反ポリシーに基づき、産学連携活動を実施する教職員等の利益相反の存在を明らかにした上で、山形県公立大学法人（以下「法人」という。）が設置する山形県立米沢栄養大学及び山形県立米沢女子短期大学（以下「本学」という。）の産学連携活動に係る利益相反の適切な管理を行うために、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員等 本学の役員及び教職員。なお、当該教職員等の配偶者及び生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）を含む。
- (2) 産学連携活動 本学と企業等（国、地方公共団体、独立行政法人、会社その他の営利企業又はその他団体を含む。以下、同じ。）との間で行う共同研究、受託研究、技術移転（実施許諾、権利譲渡、技術指導）、教職員等の兼業、寄附金の受入れ、機材の借用及び物品の購入等をいう。
- (3) 利益相反 次の各号に掲げる状態をいう。
 - ア 本学や教職員等が産学連携活動によって得る利益と、本学における教育・研究等の責任が衝突・相反している状況。
 - イ 教職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、本学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態。

(専門部会の設置)

第 3 条 研究インテグリティ・マネジメント委員会内に「利益相反管理専門部会」（以下「専門部会」という。）を置く。

- 2 専門部会は、産学連携活動に係る利益相反自己申告書（別紙様式第 1 号）（以下「申告書」という。）により審査を行い、利益相反に関する管理を行う。

(組織)

第 4 条 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長が指名する教員 若干名
 - (2) 事務局長
 - (3) 事務局次長
- 2 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
 - 3 専門部会に部会長を置き、委員の中から理事長が指名する。

(申告書の提出等)

第 5 条 研究を実施する教職員等は申告書を作成し、研究テーマごとに関係書類を添えて、専門部会に提出しなければならない。

- 2 研究を実施する教職員等及び経済的利益や経営関与の態様に変更があった場合は、直ちに専門部会へ申告書を再提出しなければならない。

(審査の方法)

第 6 条 専門部会は、申告書の記載内容を確認し、法人が掲げる利益相反ポリシーに従い審査を行う。

- 2 専門部会は、必要と認めたときは、委員以外の有識者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審査結果の報告)

第7条 専門部会は、理事長に対して、産学連携活動利益相反審査結果報告書（別紙様式第2号）により審査の結果を報告する。

(指導等)

第8条 専門部会は、必要と認めた場合は、教職員等に産学連携活動利益相反審査結果通知書（別紙様式第3号）により通知し、利益相反に関する指導・勧告を行うことができる。

2 当該教職員等は、専門部会の求めに応じて、前項の指導・勧告に対する是正結果を報告しなければならない。

3 当該教職員等は、専門部会の決定に対して不服がある場合は、専門部会に対し再度審査を求めることができる。

(事務)

第9条 専門部会の事務は、法人の事務局で処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、利益相反の管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日規程第6号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月10日規程第9号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。